

東京都北区議会

平成 25 年第 1 回定例会で可決した意見書

- ・ ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書
- ・ 寡婦控除をすべてのひとり親家庭まで拡大することを求める意見書
- ・ 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがある。

平成二十三年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないと医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年五月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、七月から平成二十六年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約八割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、以上の現状を踏まえ左記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 一、ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成二十六年度に保険適用とすること。
- 二、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成二十五年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行なうこと。
- 三、脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 四、ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低一カ所設けること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十五年三月二十七日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

衆議院議長	伊 吹 文 明 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	田 村 憲 久 殿

寡婦控除をすべてのひとり親家庭まで拡大することを求める意見書

寡婦（寡夫）控除は、配偶者と死別又は離婚して、子どもを養育するひとり親家庭に適用される国の税制優遇制度であるが、未婚のまま子どもを養育しているひとり親家庭には適用されていない。

本制度は、自治体の保育園の保育料、公営住宅の賃料の算定等様々な施策に影響があり、未婚のまま子どもを養育しているひとり親家庭には、より大きな負担となっている。

同じひとり親家庭でありながら、婚姻歴の有無及び性別により負担に差異が生ずるべきでなく、子どもの成育環境に影響を及ぼすことがないよう制度の確立が望まれる。

よって、本区議會は国会及び政府に対し、税法の寡婦（寡夫）控除に関する規定につき、すべてのひとり親家庭に適用するよう改正することを求める。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十五年三月二十七日

東京都北区議會議長 小池 たくみ

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
財務大臣	麻生太郎殿

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。二〇一二年十月十二月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえる。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっている。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要である。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務である。昨年八月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できる。併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要である。よって、本区議会は政府に対し、左記の事項について早急な対策を講じるよう求める。

記

- 一、全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。
- 二、地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十五年三月二十七日

東京都北区議会議長 小池 たくみ

内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
内閣府金融担当大臣	麻生 太郎 殿
経済産業大臣	茂木 敏充 殿
経済再生担当大臣	甘利 明 殿